

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造  
審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理  
制度検討ワーキンググループ合同会合  
中間取りまとめ骨子(案)

## 1. はじめに

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置(PRTTR制度)や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS制度)を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

化管法は平成11年7月に制定、平成12年3月に施行され、PRTTR制度に基づく届出は、これまで5回行われている。

化管法はその附則第3条により、施行後7年(平成19年3月)を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。

これを受け、中央環境審議会と産業構造審議会は平成19年2月から合同で 回にわたり審議会を開催し、精力的な検討を行ってきた。

以下の内容は、本合同会合での議論に基づき、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、今後の方向性についての論点の整理を図ったものである。

## 2. 化管法の概要とその役割

### 1. 法の役割

#### 論点

化管法の役割は以下のように整理されると考えられるが、この考え方を踏襲して良  
いか

化管法は、化学物質管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、科学的知見及び化学物質の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

このため、化管法では、一定の要件を満たす事業者を対象となる化学物質に関する環境への排出量等の国への届出義務を課すとともに、指定化学物質を取

り扱う全ての事業者にその性状や取扱いに関する情報の事業者間での提供義務等を課している。また事業者は、化学物質管理指針に留意して、これらの化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることとされている。

国は、事業者から届け出られた排出量等を集計し公表するとともに、個別データについては、開示請求により開示する仕組みとなっている。届出排出量以外の排出量については、国が推計し公表することとされている。また国は、国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状に関する科学的知見の充実や安全性の評価に関する技術的手法の開発に努めるとともに、化学物質の性状及び取扱いについてのデータベースの整備及びその利用の促進に努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体は、事業者の自主的な管理の改善を促進するために技術的な助言等を行うとともに、指定化学物質等の性状・管理・排出の状況に関する国民の理解の増進やそのために必要な人材の育成に努めることとされている。

化管法は、排出量の把握・集計・公表・開示を通じて、行政・事業者・国民・N GOといった社会の様々な構成員が情報を共有し理解を深めることにより、事業者による自主管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止するという手法を用いており、この点が従来の排出規制とは大きく異なっている。

化管法の対象となる化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)の指定に当たっては、環境の保全上の支障を未然に防止するという観点から、人の健康への影響のおそれ及び生態系への影響のおそれも考慮して指定することとされている。なお、急性毒性等の有害性について、通常の事業活動では環境濃度レベル程度で問題とならない化学物質であっても、事故的な大量排出の際などには問題となる場合があるが、そのことのみをもって物質選定のための有害性項目とはしていない。

従来の排出量規制(いわゆるエンド・オブ・パイプ規制)が排出基準値を設定するのに時間がかかるのに対し、化管法のこのような事業者自らが環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的な管理の改善を促進させる仕組みは、事業者の創意工夫が生かされやすく迅速な対応が可能となるなど、環境の保全上の支障を未然に防止する上で、予防的側面から対策を講じる意味からも有効な手段となっている。

## 2. PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を推計し、公表する制度（PRTR制度）が導入されている。

PRTR制度に基づいて、平成13年度から平成17年度までの5カ年度分の届出が行われてきた。平成17年度データの届出では約4万1千事業所から届出がなされるなど、制度としては定着してきたと言える。また、届出排出量も平成13年度の約31万3千トンから平成17年度には約25万9千トンとなるなど減少傾向にあり、一定の効果を生んできたと考えられる。なお、我が国の届出事業所の数を国際的にみるとOECD諸国の中で最も多くなっている。

PRTR制度の多面的意義には、環境保全上の基礎データ、行政による化学物質対策の優先度決定、事業者による自主的な管理の改善の促進支援、国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進、環境保全対策の効果・進捗状況の把握があり、各々の項目に関連した取組が各主体において進められている。

国はこれまで、PRTRデータを、大気汚染分野、廃棄物分野等での政策の立案・実施やその効果の把握、環境モニタリングの効果的実施等に活用している。また、PRTRデータを用いて環境濃度等を予測するモデルを開発・公開するとともに、それらモデルを用いて濃度マップを作成しホームページ等で公開している。

また、事業者への助言として、排出削減を含む自主管理促進のためのガイドンスや資料集の作成を行っているほか、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進するため、利害関係者が情報共有と相互理解を進める場の設置や参考となる資料・ツールの作成、人材の育成などを行っている。

地方公共団体では、PRTRデータを分かりやすく住民に伝える取組がなされているほか、条例に基づく関連制度の整備など地域条件やニーズに応じた独自の取組を展開している例もある。

事業者は、自ら把握した排出データ等を用いて、自主的な管理を推進してい

る。事業者の中には、その際、自らのPRTRデータを活用して事業所周辺の環境リスク評価を行っている事例が見られる。また、その結果を、工場周辺住民とのリスクコミュニケーションに活用している事例もみられる。

NGO・市民団体には、個別事業所のPRTRデータを開示請求により入手し、インターネットを活用して一般市民に提供しているところがある。

### 3. 事業者による自主管理

化管法では、国が化学物質管理指針を定め、事業者に対し、当該指針に留意の上、指定化学物質の製造、使用その他の取扱いに係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることを求めている。当該指針においては、事業者に化学物質管理の方針を定め、それに即した管理計画を策定することを求めている。

上記管理計画については、国等への提出を義務付ける制度とはなっていないが、一部の地方公共団体ではその提出を求めているところもある。

なお、化管法では、事業者が遵守すべき個々の化学物質の排出量の削減目標値を設定していないが、5年間のPRTRデータの推移を見ると、物質毎あるいは業種別に程度の差はあるものの届出排出量は減少傾向にあり、自主管理の進展が指定化学物質の排出抑制に一定の成果をあげていると考えられる。

### 4. MSDS制度

(第5回化管法見直し合同会合において審議)

## PRTR制度に関する課題と方向性

### 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し

#### (1) 化管法の対象となる指定化学物質について

<現状>

化管法では、有害性(人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ並びにオゾン層を破壊するおそれがある)と暴露性(相

当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる又は存することとなることを見込まれる)の両面から対象となる化学物質を指定している。

具体的には、PRTR制度、MSDS制度の対象となる第一種指定化学物質が354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質が12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質が81物質選定されている。

#### <課題と今後の方向性>

化管法の対象となる指定化学物質については、法施行後の化学物質の生産・使用動向や、新たな有害性情報の蓄積等を踏まえ、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきである。その際、5年間のPRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況、リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。

なお、物質選定における物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、GHSとの整合化を目指すべきである。

特定第一種指定化学物質については、現行では、人に対する発がん性があると判断された物質を指定しているが、GHSとの整合性を踏まえ、新たなエンドポイントの追加(例えば、人に対する生殖細胞変異原性や生殖毒性)を検討すべきである。

必要に応じて、定期的な見直しを行うべきである。

#### (2)対象事業者の要件について

##### 対象業種

##### 論点

現行の対象業種を変更する必要があるか

##### <現状>

現行、化管法のPRTR制度では、その業種に属する事業者が第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種のうち、排出量の把握・届出に伴う効果と事業者の負担を勘案した上で対象業種を指定しており、現在、製造業をはじめ23業種が指定されている。

なお、業種毎に第一種指定化学物質等の取扱等の様態を勘案し、定点にお

ける排出量の把握自体が困難である場合、業の特性として個々の事業者による取扱量が少ない場合等、届出義務を課すことにより、事業者の負担が排出量等の把握により得られる効果に比して相対的に過大となる場合においては、そのような業種を対象業種として指定せず、国が排出量を推計することとしている。

#### < 課題と今後の方向性 >

対象業種の追加に関しては、以下に掲げる指摘がなされているが、業種の特徴を踏まえた制度としての実効可能性を考慮し、必要なデータ収集を行いつつ、検討を行うことが必要である。

##### 追加すべきとの意見

- ・推計データをみると建設業や農林水産業からの排出量が多いことから、自主管理の意識を高める観点から対象業種に指定して届出を義務付けるべき。
- ・医療業については対象業種となっていないが、大学病院は現行の23業種の一つである高等教育機関として既に対象となっていることから医療業全体を対象とすべき。

##### 追加すべきではないとの意見

- ・建設業や農林水産業での排出は、事業所からの排出ではなく、施工現場や田畑等からの排出であり、把握が難しい。また、建設業の場合、届出義務を負う事業者がはっきりしない。
- ・農林水産業については対象となる農薬の使用に関して農薬取締法等での規制が存在することもあり、対象業種にする必要はない。

#### 対象事業者の要件(従業員要件及び取扱量要件)

##### 論点

現行の裾切り値(事業者ベースで従業員21人未満の場合は対象外)を変更する必要があるか。

#### < 現状 >

現行、化管法ではP R T R届出に伴う事業者の負担を勘案して、業種を政令で特定した上で、第一種指定化学物質の排出の可能性が低い事業者や、法が目的とする効果に比して届出義務が過重になるおそれがある事業者を除くため、従業員数が21人未満の事業者及び事業所における第一種指定化学物質の取扱量が1トン未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン未満)の事業者はP R T R制度の対象事業者から除いている。

また、我が国の届出事業所の数は、国際的にみるとO E C D諸国の中で最も多

くなっている。

< 従業員要件に関する課題と今後の方向性 >

従業員要件に関しては、以下に掲げる指摘がなされているが、化管法の目的を踏まえ、効率的な制度運用の観点から検討することが必要となる。

変更すべきとの意見

- ・従業員要件をはずして全ての事業者に届出義務をかけるべき。
- ・雇用形態に変化が見られることや従業員の少ない一部の企業において一定量以上の排出が見られる場合があることから、要件の見直しが必要。

変更すべきでないとの意見

- ・推計を含めた我が国全体の総排出量に占める届出要件未達の事業者による排出量は全体の1割にすぎない。21人未達の要件をはずすと対象企業が大幅に増加(例えば、潜在的な対象となり得る事業者は100万に上る)し、事業者側、行政側の双方の大幅なコスト増加を招く。

< 取扱量要件に関する課題と今後の方向性 >

地方公共団体の独自制度のデータ等进行分析したところ第一種指定化学物質の取扱量が1トン未満の事業所からの排出量の全体に対する割合は小さいと推定されたことから、取扱量要件については、現行の1トン(特定第一種指定化学物質については0.5トン)で妥当である。

(3)届出事項について

取扱量

論点

排出量、移動量に加えて取扱量等を届出事項に含めるべきか、否か

< 現状 >

現行、化管法のPRTTR制度では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に、第一種指定化学物質等を取り扱う一定要件を満たす事業者に、第一種指定化学物質の環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を自ら把握し国に届け出ることを義務付けている。

< 課題と今後の方向性 >

取扱量の追加に関しては、以下に掲げる指摘がなされているが、化管法の目的を勘

案した上で、取扱量等を届出事項に含めることの効果・意味について検討を行うことが必要。

#### 含めるべきとの意見

- ・ 排出量データに加え、取扱量データをチェックすることにより、事業者の取組がより評価できる。
- ・ 取扱量に対する排出量の割合(排出率)等は、同業種に属する事業者にとって排出削減努力の指標の一つになる。
- ・ 取扱量データにより、排出量データの届出量に間違いがないかチェックしやすくなる。
- ・ 取扱量データを公表する必要はないが、少なくとも行政は把握すべき。
- ・ 事故対策の観点から、貯蔵量を届出事項に含めるべき。

#### 含めるべきではないとの意見

- ・ 自主管理の進捗状況は排出量データで評価すべき。また、環境リスク評価に必要なデータは、取扱量データではなく排出量データである。
- ・ 事業者にデータの提供を求めるためには、データの活用に関する十分な理由が必要。取扱量データは排出量データに比べて必要性が低い。
- ・ 取扱量データである生産量データや使用量データは、営業秘密的な要素が強く、事業者に提供を求めるべきではない。
- ・ 取扱量や貯蔵量等については、地方公共団体レベルで地域の必要性に応じて対応すればよい。
- ・ 事故対策としての貯蔵量の届出を規定している他の関連法規がある。

#### 廃棄物の処理方法、放流先の下水道名の記載

##### 論点

移動量の届出に関しては、下水道への移動については具体的な下水道名、廃棄物としての移動については燃焼、埋立等の処理方法のうち主要な処理方法を記載すべきではないか。

##### <現状>

現行、化管法のPRTR制度では、移動量の届出については、下水道への移動量及び廃棄物としての移動量をそれぞれ届け出ることを義務付けているが、下水を放流している下水道名や廃棄物の移動先での処理方法については届出書の記載事項にはなっていない。

事業所外に移動した第一種指定化学物質の環境中への排出量については、移動した先の下水道終末処理施設、廃棄物処理施設からの届出対象物質以外の排出量の推計に必要な下水道名や廃棄物の処理方法についての情報が得



られておらず、推計方法が確立していないため国による推計も行われていない。

< 課題と今後の方向性 >

化学物質の環境リスクを把握するためには、暴露評価の側面から主要な排出源からの環境中への排出量を把握することが重要である。このため、下水道終末処理施設、廃棄物処理施設からの届出対象物質以外の環境中への排出量が推計できないことは、リスク評価の観点から問題であり、推計方法を検討する上で必要となる放流先の下水道名、廃棄物の移動先での処理方法を届出書の記載事項に加えるべきである。

(4) 普及・啓発のあり方(未届出事業者に対する対応)

< 現状 >

化管法制定以来、PRTR制度について、様々な形で普及・啓発を行ってきているところであるが、一部に未届出事業者が存在することが明らかになっており、国と地方公共団体が協力して普及・啓発活動の継続、未届出事業者の洗い出し、指導等を行っている。

< 課題と今後の方向性 >

PRTR制度の普及・啓発及び未届出事業者対策については、費用対効果を考慮しつつも、できる限り実施することが重要である。また、悪質な事業者に対しては、過料の適用を含む適切な対応が必要である。

(5) 届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善

< 現状 >

事業者による届出排出量等の把握については、物質収支による方法、実測による方法、排出係数による方法など5つの方法が定められており、事業者はいずれかの方法を用いて把握することとなっている。

排出量等の正確な把握を促す観点から、国では全般的な排出量等算出マニュアルを作成している他、各業界団体では国の排出量等算出マニュアルの考え方を踏まえつつ、各業種の個別の工程や物質等に対応した業種別の算出マニュアルを整備している。

国による届出外排出量の推計については、想定される排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うこととされており、国では有識者から構成される検討会を設置し、推計手法の見直しを行ってきたところである。

< 課題と今後の方向性 >

国の算出マニュアルにおいては、それぞれの把握手法の特徴を整理することなどにより、個別のケースに応じて排出把握手法の中からより精度の高いものを事業者が選択できるよう、必要なガイダンスの追加を検討すべきである。また排出係数を利用する手法については、国の算出マニュアルにおいて適切な排出係数が示されているかにつき、検討を行う必要がある。なお、これらのマニュアルについては、国と事業者の間で情報共有を進めることが望ましい。

各業界団体が整備している業種別の算出マニュアルについては、新しい技術の導入に伴う化学物質の自主管理の進展等を踏まえ、必要に応じて複数の排出係数の設定など業種別の算出マニュアルを見直していくことが必要である。

届出外の排出量推計はリスク評価を実施する上でも重要であることから、引き続き推計精度の向上に努めるとともに、現在、推計の対象になっていない排出源についても排出量の推計範囲の拡充を検討する必要がある。特に、廃棄物処理その他のプロセスにおける排出量についての推計等につき、検討すべきである。

## 2. PRTRデータの多面的利用の促進

### (1) PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進

#### < 現状 >

国に届け出られたPRTRデータは、都道府県別、業種別等の法令で定める項目ごとに集計・公表されている。

個別事業所のデータについては、国民は一定の手数料で国にPRTRの届出情報の開示請求を行うことにより入手することができるようになっている。

また、一部のNGOでは開示請求により入手した個別事業所ごとのPRTRデータをホームページにおいて公表しているところもある。

#### < 課題と今後の方向性 >

化学物質の環境中への排出の状況に関する国民の理解をより深めるため、より容易に個別事業所ごとのPRTRデータの入手が可能となるよう、現在の開示請求方式を改め、国による公表方式とすべきである。なお、個別事業所のデータを国による公表方式とすることにより、より容易に未届出事業者の有無をチェックする効果も期待される。

その際、国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供する観点から、排出地点の地図上へのプロットや簡易な濃度試算や有害性情報の活用ができるよう

な工夫をすべきである。

## (2) 国の制度と地方公共団体の独自制度の連携による地域レベルでのPRTRデータ利用の促進

### < 現状 >

PRTRデータの届出は都道府県知事を経由して行われており、地方公共団体は、届出データのチェック、未届出事業者の確認や、地域における集計結果の公表等、PRTR制度の適切な履行に大きな役割を果たしている。このほか、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための技術的な助言を行っている。

また、国のPRTR制度とは別に、一部の地方公共団体では条例等により、対象物質、届出事項、届出要件等を拡充し、情報提供を義務付けている事例がある。

### < 課題と今後の方向性 >

PRTRデータの地域別(市区町村別等)の集計・公表をまだ実施していない地方公共団体においては、地域別の集計・公表に努めるとともに、すでに実施している地方公共団体においては地域ニーズに応じた独自の公表に努めることが望まれる。

地方公共団体においては、PRTRデータを、地域における環境リスクの評価、環境モニタリング計画の立案、地域の事業者に対する指導・助言などに一層活用することが望まれる。

地域の特性に応じた各地方公共団体独自の取組は重要である。なお、国のPRTR制度に上乘せしてデータの提供を事業者に求める場合には、その目的・必要性を明らかにするとともに事業者の負担についても十分留意することが望まれる。

## (3) 事業者におけるPRTRデータの利用促進

### < 現状 >

PRTRデータは、事業者自らによる自主管理状況の把握に活用されるとともに、先進的な事業者においては、自らのPRTRデータを用いて事業所周辺の大気中環境濃度等を予測し、その結果からリスク評価を行い、リスク削減が必要な物質の優先順位付けや地域住民説明会などのリスクコミュニケーションに利用している事例がある。

### < 課題と今後の方向性 >

事業者においては、PRTRデータの把握、届出を通じて、自主管理の状況把握、課題の抽出、改善等に活用するよう引き続き努めることが必要である。

さらに、PRTRデータに基づき事業所周辺の環境リスク評価を行い、必要に応じてリスク削減に取り組むとともにリスクコミュニケーションの場等での活用が促進されることが期待される。

- (4) PRTR データを活用したリスクコミュニケーションの強化  
(第5回化管法見直し合同会合において審議)

## **. 化学物質の自主管理に関する課題と方向性**

### **1. 自主管理の位置づけ**

#### **< 現状 >**

化管法は、人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある化学物質を対象物質としており、排出量・濃度管理に係る規制ではなく、事業者の創意工夫による技術的・経済的に最も合理的な手段を選択し、自主管理による化学物質の環境リスクを低減させることを目的としている。

#### **< 課題と今後の方向性 >**

化管法の自主管理による手法は、事業者の創意工夫が生かされやすく迅速な対応が可能となるなど、予防的側面から対策を講じる意味からも有効な規制手段であり、また、事業者にとっても技術的・経済的に最も合理的と考えられる手段を選択することが可能であることから、今後もこの手法を継続していくことが有効であると考えられる。

### **2. 事業者による環境リスクの把握**

#### **< 現状 >**

化管法の規定に基づき国が定めた化学物質管理指針において、事業者は自ら取り扱う対象化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量及び排出濃度等を考慮し、適切な手法により、管理対策の実施に取り組むことが求められている。

先進的な事業者においては、取扱物質を対象に、有害性データの収集及び評価を行い、環境リスクの把握に基づく化学物質管理を実施している事例がみられる。

#### < 課題と今後の方向性 >

事業者による化学物質の自主管理を進める上で、取り扱っている全ての化学物質に関して一律に排出抑制を求めることなく、今後は、より多くの事業者が事業所周辺の住民に対する環境リスク評価を行い、リスクの懸念が大きい物質から優先的に管理を強化するなど、合理的な化学物質の管理が促進されることが望まれる。

また、国においては、そのような化学物質の自主管理がより促進されるよう、環境リスク評価の把握の必要性を示すとともに、具体的な実施のための参考となるガイダンスの提供、モデル等のツールの提供、事業所において環境リスク評価を実施する人材の育成等の支援を行うことが必要である。

中小企業者においても自主管理が求められているが、体制面等から直ちに環境リスク評価を実施することが困難である場合が多いと想定される。このため、自主管理を実施するに当たっては、暴露レベルや有害性のレベルを勘案したより簡易なリスク評価手法の活用を支援するための取組や、外部専門機関によるリスク評価の実施体制など基盤整備の充実が求められる。

### 3. 効果的な自主管理の推進

#### < 現状 >

化管法に基づき事業者において自主管理に関する様々な取組が行われている。

#### < 課題と今後の方向性 >

##### (1) 情報共有

自主管理には様々な方法があるが、費用対効果も含め、効率的に管理が進むよう業種別又は工程別の管理マニュアルの作成や業界内での情報共有の推進等が重要である。

また、地方公共団体においては、効率的な自主管理を進める上での事業者に対する指導、助言や先進的な取組を行う事業者の紹介等が期待される。

##### (2) 代替のあり方

事業者においては、物質代替する際には、リスク評価を実施するなど、物質代替によってリスクの低減につながるよう十分な検討が必要である。

国は、適正な代替の推進のための有害性情報や優良な事例の収集と提供に努める必要がある。

物質代替の進展により、新たな物質がPRTR物質としての基準を満たすこととなった場合には、国はPRTR対象物質の見直しの際に、対象物質として指定す

る。

### (3) 高懸念物質への重点取組

特定第一種指定化学物質は他の指定物質に比べても有害性の点で懸念が高い。したがって、より一層の管理の強化が必要である。

## 4. 自主管理の状況をフォローアップする仕組み

### < 現状 >

現在、化管法では、個別事業者のPRTRデータを国民からの開示請求により開示することになっており、この仕組みによって、事業者の自主管理の実施にインセンティブを付与するとともに、個別事業者の自主管理の実施状況を国民が知り得る仕組みになっている。

### < 課題と今後の方向性 >

個別事業者のPRTRデータの提供方法を現在の開示請求方式から国による一律公表方式に改めることにより、個別事業者の自主管理の実施状況を国民はより容易に知り得ることになるが、事業者は引き続き、指定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供に努めることが望まれる。

また、例えば業種毎の自主管理の取組状況に関する発表の場を、様々な関係者の参加を得て設定するなど、国民が広く産業界の取組状況を把握できるようにするとともに、国や地方公共団体においては、前向きな取組を行っている事業者の事例を積極的に紹介することにより、他の事業者における一層の取組を促すことも検討すべきである。

## 5. 事業者によるリスクコミュニケーションの推進

## 6. 人材の育成

(第5回化管法見直し合同会合において審議)

### **. MSDS制度に関する課題と方向性**

(第5回化管法見直し合同会合において審議)

### **. おわりに**